

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業）
補助事業実績報告書

1. 基本情報					
事業分野	D：領土・海洋をめぐる問題				
事業の名称	海洋ガバナンス：国際海洋秩序と海洋安全確保				
事業実施期間	() 1年間（平成 年度） (○) 2年間（平成 27 年度～平成 28 年度）（うち 2 年目）				
責任機関	組織名	株式会社三菱総合研究所			
	代表者氏名 (法人の長など)	森崎 孝	役職名	代表取締役社長	
	本部所在地	〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号			
	① 事業代表者	フリガナ	ワセダ サトシ		
		氏 名	早稲田 聡		
		所属部署	科学・安全事業本部	役職名	主席研究員
		所在地	〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号		
	② 事務連絡担当者	フリガナ	オオトモ オサム		
		氏 名	大友 理		
		所属部署	科学・安全事業本部	役職名	主任研究員
所在地		〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号			
事業実施体制					
事業総括、グループ リーダー、研究担 当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職		役割分担	
三菱総合研究所					
事業総括	早稲田 聡	科学・安全事業本部 主席研究員		事業代表者	
総括補佐	羽生 哲也	科学・安全事業本部 主席研究員		東大連携担当	
研究担当	大友 理	科学・安全事業本部 主任研究員		事務連絡担当 Task3：シーレーン確保、海 賊対策等の調査分析	
研究担当	内田 敦	科学・安全事業本部 主任研究員		Task4：海洋安全保障におけ る日米協力	
研究担当	武藤 正紀	科学・安全事業本部 研究員		Task2：国際海洋ガバナンス の調査分析	

研究担当	田中 奈菜子	科学・安全事業本部 研究員	Task1：基礎調査
研究担当	大山 遼	科学・安全事業本部 研究員	Task1：基礎調査
研究担当	北原 貴子	科学・安全事業本部 研究助手	Task1：基礎調査
東京大学			
研究会主査	城山 英明	公共政策大学院 教授	東大側事業総括 海外連携担当
研究担当	西本 健太郎	公共政策大学院非常勤講師 (東北大学大学院法学研究科 法学部 准教授)	Task2：国際海洋ガバナンス の調査分析
研究担当	許 淑娟	公共政策大学院非常勤講師 (立教大学法学部 准教授)	Task2：国際海洋ガバナンス の調査分析
研究担当	菅野 直之	公共政策大学院特任助教	Task3：シーレーン確保、海 賊対策等の調査分析
研究担当	永井 雄一郎	公共政策大学院特任研究員	Task4：海洋安全保障におけ る日米協力

2. 事業の背景・目的・意義

2.1 事業の背景

海洋分野における国家の権利義務関係を包括的に定める「海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)」が 1982 年に採択され、1994 年に発効している。我が国も関連国内法を整備した上で、これを世界で 94 番目に批准しており、1996 年 7 月 20 日に国内で効力が発生している。UNCLOS に基づく、法秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の実現は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、各国と連携した海洋秩序の構築、適切な管理の実施が求められている。特に、そのための海洋監視能力の強化、シーレーンの確保は日本のみでは実現できず、アジア・太平洋、アフリカ諸国との連携や能力開発が不可欠であり、戦略的方策の検討が急務である。

また、この海洋監視能力の強化では、「海洋状況把握」(Maritime Domain Awareness: MDA)、つまりセキュリティ、安全、経済、環境等に影響を与える海洋環境や状況の包括的監視の推進が、二国間・多国間の連携のもとで検討されている。日本においても、日米同盟協力を通じた海洋安全保障の中核的要素として検討課題となっている。

シーレーンの確保では、例えば、世界有数の輻輳海域であるマラッカ・シンガポール海峡では、貨物船アロンドラ・レインボウ号 (1999 年) やタグボート韋駄天号 (2005 年) による日本人の被害も受け、日本では、アジア地域の海上保安機関間の連携協力関係の構築や巡視船・教育訓練船の供与等を行っている。また、欧州とアジアを結ぶ海上輸送路の要衝であるソマリア沖・アデン湾においても、昨今の海賊事件の頻発から我が国経済や国民生活に必要な物資の安定輸送に影響を及ぼしかねない状況になっており、ジブチを拠点とし、2009 年より護衛艦 2 隻や P-3C 哨戒機を派遣し警戒監視活動を行っている。このように、非国家主体による海賊行為、テロ行為等、伝統的な外交安全保障のアプローチでは対処しきれない課題が増加しつつあり、アジアやアフリカ等の周辺国との国際協力の更なる推進による対応について検討が必要である。

一方で、海洋は広大で未だその全容が知れぬ人類のフロンティアであり、熱水鉱床やコバルトリッチクラストのような、科学技術の進展に伴って開発への期待が高まっている新たな海底鉱物資源もある。日本の有する科学技術力を持って海洋空間の適切な理解と管理に貢献するなど、世界の海洋秩序構築をリードし真の海洋国家を目指す戦略的アプローチの検討が必要である。すなわち、新たな海洋空間における新たな課題を複眼的に捉え直し、日本の取るべきアプローチの検討・政策提言が求められている。

複眼的な考え方として、例えば、UNCLOS のもとでの海洋権益には次の 2 つ基調がある。

- 「権利」の考え方：第 121 条に示される「島」の定義と「島」の領海等の制度 等
- 「義務」の考え方：第 12 部の海洋環境と保護・保全の義務 (第 192 条) 等

近年の海洋権益の保全においては、後者の「義務」の考え方を重視されつつあり、1992 年の地球サミット以来、2010 年の愛知目標も含め、各国において海洋環境保全を前面に出した政策が行われている。例えば、排他的経済水域 (EEZ) の枠を超えて生態系を前提とした広い海域で検討される米国の海域管理計画、文面上は生態系の保全等を前面に出している中国の離島管理法制である「海島保護法 (2010 年)」など、環境保全を主張することで、結果として海洋権益の保全を行えていることが特徴である。特に米国においては、キリバス等の EEZ が隣接する国と環境保護区のネットワーク化を行うなど、国際的な連携のもとで施策を進めている。

このような中、国際海底機構（ISA）が管理する公海域の海底鉱物資源についても、開発段階の環境保全が重視されており、平成 26 年度から内閣府で推進されている戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題において、その環境保全のルール化、国際標準化を主導することが出口戦略として検討されている。同様の取り組みは他の海洋分野でも行われており、例えば海上交通の分野では、日本が国際海事機関（IMO）における温室効果ガス排出のルール化を主導し、結果としてエコシップ等の日本の造船業界の船舶の付加価値化に貢献している。また、水産資源の分野でも、中西部太平洋のマグロ資源の問題において国際世論を背景に、日本が一定の利益を確保できる未成魚の漁獲量 50%削減を推進するなど、有効な取り組みが行われている。

東京大学と三菱総合研究所は、2013 年度から、宇宙及びサイバーセキュリティに関する外交安全保障政策に係る検討を共同で進めており、学の持つアカデミックかつ最先端の研究能力と、民のシンクタンクの持つ総合的な分析能力を連携させ、研究成果について過去 2 年間で複数の国際会合等を主催し、海外のキーパーソンや関係者に対し対外発信を行うなどの成果を挙げている。本提案では、この成果を有効に活用しつつ、宇宙とサイバーと同じく国際公共財（グローバル・コモンズ）である海洋のガバナンスに係るこれまでの両社の経験を生かし、かつ上記の新たな検討が求められる外交安全保障課題（「義務」に基づく公海や深海底などのガバナンス、MDA、海賊対策など）を対象としてテーマ設定を行っている。

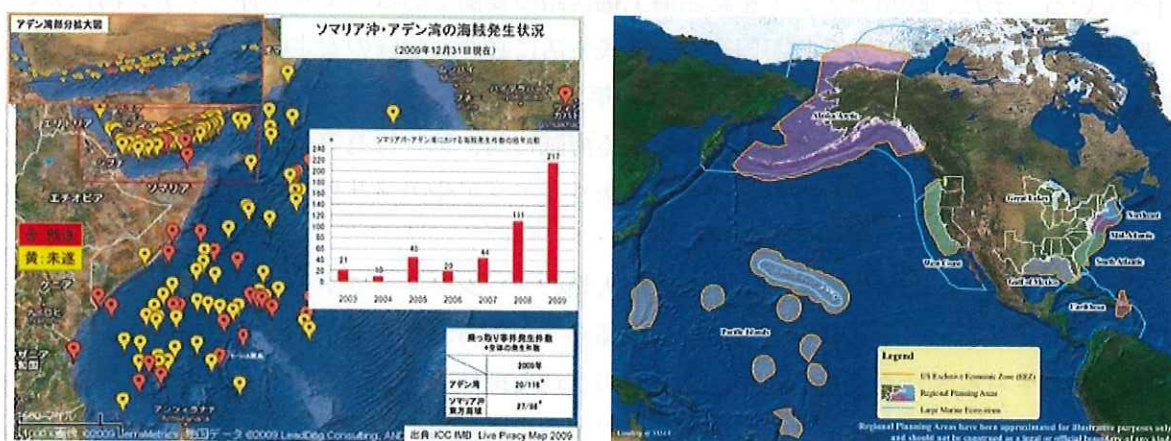


図 ソマリア沖・アデン湾の海賊の状況(左) 米国の生態系に基づく海域管理計画の範囲(右)

2.2 事業の目的

UNCLOS に基づく、法秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の実現は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、各国と連携した海洋秩序の構築、適切な管理の実施が求められている。本事業では、国際公共財（グローバル・コモンズ）であり、領土・領域保全、安全保障や国益・国際利益確保において重要な海洋空間における新たな課題（海賊問題、海底鉱物資源等）に対応するため、法秩序に則った日本として取るべきアプローチの検討、政策提言、そして国際協力の推進を目的とする。

この際、海底鉱物資源等の深海底・公海域といった新たな海洋空間の新たな課題や、海賊問題等の非国家主体が対象となる新たな外交安全保障の課題をテーマとし、複眼的な検討を行う。すなわち、

UNCLOS の第 12 部に示されている「海洋環境の保護及び保全」の観点も重視されつつある、近年の新しい海洋安全保障の考え方にも留意し、複眼的に課題を検討することで、「開かれ安定した海洋」の実現における戦略的な方策を具体化することを目指す。

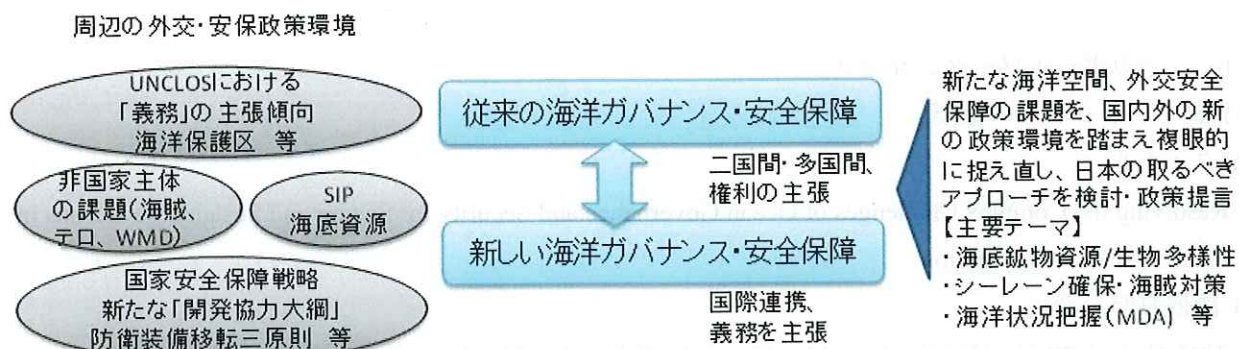


図 事業の模式

2.3 事業の意義

このような「開かれ安定した海洋」の実現に向けた検討は、「国家安全保障戦略」(2013 年)に記されている海洋安全保障確保に係る戦略的アプローチにも貢献する、意義のあるものである。

- 海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。
- 海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。
- シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。

更に、「国家安全保障戦略」も踏まえて改定された新たな「開発協力大綱」(平成 27 年 2 月閣議決定)では、「開発」の概念が平和構築やガバナンスを対象と含むなど、法の支配の促進が前面に出されている。また、重点課題の一つとして、「海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。」(イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現)ことが明記されており、海洋空間におけるガバナンス強化での途上国との協力は、今後の我が国の ODA 外交において重要な検討課題となる。一方で、基本方針である「非軍事的協力」に基づき、このような海上保安能力強化支援の対象となりうる軍隊や軍関係者への支援をいかに実施するかなど、相手国のニーズやガバナンス能力、周辺国の外交・安全保障環境等も踏まえた慎重な検討が必要と想定される。本検討は、このような ODA 外交にも資するものである。

3. 事業の実施状況

国際社会への積極的な情報発信、国際世論形成への参画、国際的に影響力があるカウンターパートとの協力体制構築等を目的として、国際会議を主催するとともに他国際会議へ参加した。

3.1 シンガポールワークショップ

(1) ワークショップの概要

1) タイトル

Resolving the Complex Challenges of Ocean Governance and Security for Secure and Sustainable Oceans in the Southeast Asian Region

2) 開催日時・会場

2016年8月29日(月) 9:00~16:45 シンガポール Mandarin Orchard Imperial Ballroom

3) 主催：東京大学、三菱総合研究所、IHS Jane's

4) プログラム

Session 1: Tackling the Complex Challenges in Securing the Oceans

Session 2: Securing Sea Lines of Communication and Issues of Pirates

5) 登壇者（登壇順）

✓ Prof. Hideaki Shiroyama, the
University of Tokyo

✓ Prof. Robert Beckman, National
University of Singapore (NUS)

✓ Mr. Masanori Muto, Researcher,
Mitsubishi Research Institute, Inc.

✓ Mr. Arif Havas Oegroseno, Deputy
Minister for Maritime Sovereignty
Coordinating Ministry for Maritime
Affairs

✓ Assoc. Prof Nguyen Chu Hoi, High-Level Researcher and Senior Lecturer, Vietnam National University (VNU)

✓ Mr. Paul Burton, Director, Defense Industry and Budgets, IHS Jane's

✓ Mr. Ridzwan Rahmat, Senior Naval Analyst, IHS Jane's

✓ Mr. Naoyuki Kanno, Project Research Associate, the University of Tokyo

✓ Ms. Jane Chan, Research Fellow & Coordinator, Maritime Security Programme, S. Rajaratnam School of International Studies (RSiS) in Nanyang Technological University (NTU)

✓ Prof. Yasuaki Hashimoto, Director, Policy Studies Department, the National Institute for Defense Studies (NIDS)

✓ Mr. Hideaki Kaneda, Director/VADM (ret), Okazaki Institute



6) 参加者数：約 70 名

(2) 主な議論

1) UNCLOS

- ✓ フィリピン・中国間の仲裁裁判の示唆は、第一に EEZ と「歴史的権利」の相関性を否定し、これにより歴史的権利を理由とした EEZ の主張は無効であるとしたこと、第二に島が岩ではなく領土として EEZ を認められるためには、島民の共同体や経済活動が外部の資源に依存することなく安定的に保たれなくてはならないとしたことである。
- ✓ UNCLOS はフレームワークとしては大変良い役割を果たしている。ただ、IUU は漁業管理の問題ではなく、犯罪管理の問題であるという認識が欠如していることが大きな問題となっている。

2) 海洋環境

- ✓ 海洋における問題は複雑ではあるが、持続可能かつ平和な海洋環境に対する共通目標が提示されている中、新たに登場している技術を活用することで各国が歩みよって問題解決に取り組むことができないか是非議論したい。
- ✓ 海洋環境の保護を目的とした地域レジームは比較的政治性が低いことから、東南アジア地域の協力体制の構築の大きな鍵を握っていると考えている。
- ✓ 海洋環境が貧困問題に及ぼす影響は甚大である。被害総額は 5 億米ドルに上るとの推測が発表されているが、そもそも問題の把握や原因分析が進んでいないのが現状である。

3) ASEAN 地域特有の脅威

- ✓ インドネシアの課題は以下の 4 点。①自国の海洋を知ること。インドネシアの広大な海において漁業資源や鉱物資源を把握すること自体容易ではない。②責任を持って海を活用すること。特に IUU 漁業の管理は大きな課題である。③迫る脅威を把握することである。脅威には、クジラ漁業等の海に対する脅威、海上の不法行為等の海における脅威、安全保障上の懸念等の海からくる脅威がある。④脅威を防止し脅威に対処すること。密輸や人身売買の問題も浮上している。
- ✓ 法体制が各国によって異なることが核心的な問題である。国によって問題の対応へのレベルの違いも存在する。発行した漁業免許がコピーされていたり、賄賂や汚職が横行している事例もある。

4) 東南アジアにおける海賊対策

- ✓ 東南アジアの海洋問題の解決にむけた鍵は地域の経済的な統合であると考ええる。経済統合によるオープンな空・海を実現することが目標となるだろう。今後は ASEAN、あるいは ASEAN+ 日本がリードしてこの目標に向けて取り組むことが期待される。

5) 海洋安全保障協盟

- ✓ 日米豪印 (Reliable Regional Maritime Powers : RRMP) は、地域における海洋の安全保障を確保するため、戦略的利害を共有する関係国の中核となり、同盟関係よりは拘束性の少ない、有志による切れ目ない「海洋安全保障協盟」(Maritime Security Coalition : MSC) を構築していくべきである。

3.2 東京シンポジウム

(1) ワークショップの概要

1) タイトル：海洋ガバナンスの新たな展開とアプローチ

2) 開催日時・会場

2017年1月16(月) 13:00-18:45 東京大学福武ラーニングシアター

3) 主催・共催

東京大学公共政策大学院 (GraSPP) 海洋政策教育・研究ユニット、三菱総合研究所、東京大学政策ビジョン研究センター技術ガバナンス研究ユニット

4) プログラム

セッション1：海洋ガバナンスへの新たなアプローチ

セッション2：海洋安全保障の新たな課題と国際協力

5) 登壇者 (登壇順)

- ✓ 城山英明 (東京大学 教授)
- ✓ 奥脇直也 (明治大学 教授)
- ✓ 武藤正紀 (三菱総合研究所)
- ✓ Hiroko Muraki Gottlieb (IUCN)
- ✓ 西本健太郎 (東北大学 准教授)
- ✓ 河野真理子 (早稲田大学 教授)
- ✓ 長沼善太郎 (外務省)
- ✓ 八木信行 (東京大学 准教授)
- ✓ Rory Medcalf (オーストラリア国立大学 教授)
- ✓ Rupak Borah (日本戦略研究フォーラム 研究員)
- ✓ 橋本靖明 (防衛省防衛研究所政策研究部長)
- ✓ 金田秀昭 (岡崎研究所 理事)
- ✓ 新居雄介 (外務省)



6) 参加者数：約 100 名

(2) 主な議論

1) 海洋法秩序の新しい展開とその課題

- ✓ 国境を超えた情報の蓄積と共有を通じて、国際秩序の現状についての共通認識を高めることが出発点となる。それによって、各国の領域主権あるいは海洋における主権的権利の意味合いが変化し、それぞれの国家が行使する権限が人類社会共通の目的を達成するための国際社会の機能を分担していくということになる。
- ✓ 利益配分や技術移転といった国際協力のあり方や、海洋全体のガバナンスのあり方を考えていくことは非常に大切なことではあるが、同時に海洋資源の利用に対する民間企業のインセンティブやそこから得られる人類全体にとっての利益というものも無視されてはならないのである。

2) BBNJ

- ✓ 全てのステークホルダーが協力・共同の精神のもとで連携し、BBNJ の保全と持続的な利用という共通の目標のために国際的の法的拘束力のある協定を作っていかなければならない。
- ✓ BBNJ の問題をめぐっては、UNCLOS における既存の規制枠組みとどのように折り合いをつけていくのかといった点がポイントになってくる。
- ✓ 海洋遺伝資源をめぐる問題は、途上国と先進国の立場の乖離が非常に大きい分野である。この問題においては、特に以下の三点が議論になっている。①深海底の遺伝資源にいかなる法原則を適用するかという点。②利益配分のためにいかなる措置をとるべきかという点。③遺伝資源へのアクセスをどうするのかという点。

3) 海洋安全保障の新たな課題と国際協力

- ✓ 日本やオーストラリア、インドといった国が、本当に中国を安全保障のパートナーとして信頼できるかという点が課題である。どのような安全保障のアーキテクチャーがインド太平洋地域における様々な課題に対応できるか、今後も真剣に考えていかなければならない。
- ✓ 非伝統的な安全保障問題に対応するための地域機構を創設するというアイデアを提案したい。現在では、こうしたメカニズムがインド太平洋地域には存在していない。マンパワーやアセットをあらかじめ準備し、あらゆる問題に迅速に対応するための仕組みが必要であると考えている。

3.3 Oceans'16

2016年9月20日(火)～9月22日(木)に米国カリフォルニア州モントレイで開催された OCEANS'16 MTS/IEEE Monterey のプレナリー会合、テクニカルセッション及びエキシビションに参加し、本事業のテーマである海洋ガバナンスに関する情報収集・意見交換を実施した。特に、米国を中心とした各国の海洋政策や海洋調査活動に焦点を当て情報収集を行った。本会合では、海洋における環境影響評価や管理政策に関連した、海洋情報収集、海洋管理システム及び AUV や ROV 等の先端研究に関するセッションが多く開催されていた。また、プレナリーセッションにおいて、Consortium for Ocean Leadership の代表より海洋ガバナンス／セキュリティにおける海洋技術及び国際協力の重要性が説かれていた。特に、昨今のグローバルセキュリティに関連する食料、水等の問題は海洋とも密接に関係しており、アジア、欧州、米国等国际的なチームを結成し、海洋ガバナンスにおける様々な問題に海洋技術を活かしつつ対応するべきとされていた。このような中で、日本が海洋においてリーダーシップを発揮するためには、国連等国际組織との連携に加えて、各国の Consortium for Ocean Leadership に類似の研究機関・産業界等を網羅した組織との連携・協力が有用である。

3.4 日本安全保障貿易学会

2017年3月18日に同志社大学で開催された、日本安全保障貿易学会第23回研究大会に参加し、国内の安全保障貿易管理に関する有識者・実務者と情報収集・意見交換を実施した。安全保障貿易管理は、海上輸送・輸出入を管理し、大量破壊兵器やテロ関連物資の運搬や密輸入等を防ぐ手段として非常に重要であり、特に国内法や体制整備が十分でない途上国の能力開発や制度支援を含め、日本の経済産業省を中心としてアウトリーチ活動も実施されてきた。近年では、東南アジアの安全保障貿易管理は地域の安全管理において更にその重要性を増しており、特に制度整備が不十分な国の中継貿易（迂

回輸出)への対応が課題となっている。東南アジア諸国内ではその対応に温度差があり、例えばフィリピンにおいては輸出管理法制が整備され2017年中に汎用品(デュアルユースアイテム)の輸出管理を開始予定であること、一方でインドネシアなどは貿易拠点として貿易に制約をかけることへの抵抗もあり意識が低いことなどが報告され、今後も各国に対して我が国がアウトリーチ活動を継続することの重要性を改めて確認した。

安全保障貿易管理はテロや密輸の防止に直結し、地域の安全・安定性確保において非常に重要となる。関連法制度整備・能力開発の国際協力を進めることは今後も重要であり、本会議で確認された各国課題を踏まえ、海洋ガバナンス強化の重要項目の一つとして具体的協力方策の検討を進めたい。

3.5 研究会

安全保障・外交政策研究に関する「海洋ガバナンス研究会」を、三菱総合研究所と東京大学の連携の下に設置し運営した。H28年度には3回の研究開催を開催した。

海洋ガバナンス研究会構成員

担当	氏名(敬称略)	所属	専門
主査	城山英明	東京大学公共政策大学院 教授	国際行政学、科学技術行政
構成員	奥脇直也	明治大学法科大学院 教授	海洋環境・国際法
	橋本靖明	防衛省防衛研究所政策研究部 部長	宇宙安全保障
	河野真理子	早稲田大学法学学術院 教授	国際法
	金田秀昭	岡崎研究所 理事	海洋安全保障
	西本健太郎	公共政策大学院非常勤講師 (東北大学大学院法学研究科法学部 准教授)	海洋政策
	許淑娟	公共政策大学院非常勤講師 (立教大学法学部 准教授)	海洋政策
	菅野直之	東京大学公共政策大学院 特任助教	海洋政策
	永井雄一郎	東京大学公共政策大学院 特任研究員	日米安全保障
事務局	早稻田聡	株式会社三菱総合研究所 主席研究員	海洋分野等国際情勢分析

海洋ガバナンス研究会の開催実績 (H28 年度)

研究会	日時・場所	議題
第3回	2016年6月22日(水) 15:00~17:00 東京大学伊藤国際学術研究センター 3F 特別会議室	(1) 今年度の事業計画について (2) 第3回ワークショップ (@シンガポール) (3) 第4回ワークショップ (@東京)
第4回	2016年11月30日(水) 15:00~17:00 東京大学伊藤国際学術研究センター B1階 ギャラリー1	(1) 今年度前半の活動報告 (2) 最終提言の方針 (3) 東京ワークショップ開催方針
第5回	2017年3月23日(木) 13:00~15:00 東京大学(本郷キャンパス)第二本部棟6階 610会議室	(1) 補助事業実績報告書(案)について(含む最終提言)

(注) 第1回、第2回研究会はH27年度に実施

4. 事業の成果

4.1 提言

本プロジェクトで検討を行ってきた「開かれ安定した海洋」を巡る課題について、大きく二つのテーマに分けて整理し、今後の我が国の外交的アプローチについて提言案として取り纏めた。一つ目は、「海洋ガバナンス（法の支配に基づく国際海洋秩序）」とし、法秩序に基づく海洋空間の安全確保をいかに進めていくかという問題について、近年の外交安全保障環境の変化も踏まえ、海洋環境や生態系といった問題を含めた総合的な海洋管理・ガバナンスのあり方について提言を作成した。二つ目は「海洋セキュリティ」とし、海洋安全保障やシーレーンの安全確保の課題について、伝統的な安全保障の問題に加え、海賊など非伝統的な課題も含めたより広い意味での安全保障課題について提言を作成した。

4.1.1 海洋ガバナンス（法の支配に基づく国際海洋秩序）

～海洋環境・生態系（共通の価値）に基づく海洋ガバナンスの推進～

海洋空間では、漁業・水産、海運、資源開発等、多様な主体による様々な活動が発生し、また、それが国家管轄権外である公海域や係争海域である場合は、その管理主体の不在や複雑性が課題となり、複数の国・主体をいかにガバナンスし当該海域の安定・安全確保を行うかが重要となる。一方で、各活動主体の価値観が異なり場合によっては衝突し、当該海域の不安定化につながることもあり、UNCLOS等の法秩序に基づく「開かれ安定した海洋」を実現することが重要となる。特に、同条約における海洋環境と保護・保全の義務（第12部 第192条）を共通価値として、複雑かつ多様な主体をガバナンスするための具体的手法の構築を以下の通り提案する。

○公海域や係争海域における海洋空間計画のプロセス導入を検討すべきである。

漁業・水産、海運、資源開発等、多様な主体による多様な活動を調整し、対象海域の持続的利用を実現する方策である海洋空間計画（MSP: Marine Spatial Planning）のプロセスを、公海域や係争海域に導入することを提案する。MSPは、生態系を重要な価値基準として、様々な活動を空間的に計画調整するものであり、諸外国の海洋管理ツールとして導入が進んでいるものである。全ての分野の関係者による調整プロセスが求められることから、軍事・安全保障等も含め、海域の安定的・持続的利用に向けた総合的調整も可能となり、もって透明性の確保や信頼醸成の場として機能することも期待できる。

海洋空間計画（MSP）は、環境や生態系をベースとしたアプローチであり、各種活動はその保護・保全を共通価値として考慮しながら調整・計画を行うこととなる。空間計画をリードする主体は対象海域により異なるが、既存の国際・地域組織やプラットフォームの活用や新規設置を想定する。また、計画調整のために、各主体による情報やデータの共有、情報システム構築・運用等も行うことが必要である。

日本については、海運利用等でステークホルダの一員となる海域について、海洋空間計画のプロセスへの参加や情報提供のみならず、海洋調査の実施協力による科学的データの充実、情報システム構築等の支援といった関与が期待される。

○南シナ海の安定・安全確保において、環境や生態系を価値としたアプローチを提案すべきである。

近年では、我が国に通じる海上交通の要衝である南シナ海における安全保障上の懸念（中国による

海洋進出、海賊や武装漁民（民兵）等の非国家主体による脅威等）が増しており、同海域の安定化に向けた取り組みの推進は、我が国の外交・安全保障政策上重要である。南シナ海の問題に関しては、2016年7月に、フィリピンが中国との間の南シナ海の問題について国連海洋法条約第15部に基づく仲裁に紛争を付託していた問題についてフィリピン側の主張のほとんど認める判断が示された。本仲裁判断は、国連海洋法条約に基づく法的拘束力を持つものであり、訴訟当事国は本判断を基にしてこれに反することなく南シナ海の海洋秩序構築・管理実現の道を探ることが義務づけられる。しかしながら、中国側は本仲裁判断を不服として受入拒否の姿勢を示しており、南シナ海における各種活動に大きな変化は見られない。2016年10月に北京で行われたフィリピンのドゥテルテ大統領と中国の習近平国家主席の会談では、南シナ海の仲裁判断を「棚上げ」して平和的解決を図る考えが示されるなど、仲裁判断を考慮しない行為が伺える。南シナ海には大陸棚や EEZ をもつ高潮地形はないという仲裁の判断が同裁判の当事者ではない周辺諸国をどこまで拘束するかという問題もある。また、我が国も仲裁判断の直接の当事者ではないことから、どう判断に拘束されるものではないが、上記の通り実態としては同海域の外交・安全保障上の重大な利益を有しているにも関わらず、同海域の課題解決に向けた関与が限定的にならざるを得ない状況となっており、利害関係国として同判断をいかに受け止め対応するかが問われている。

本仲裁判断は、以下に示す理由から、南シナ海の「開かれ安定した海洋」実現に向けて依然重要であり、本判断を基点として、中国、フィリピン、及びその他関係諸国に対して我が国も関係国の一部として積極的に関与を表明し、協力を進めることが必要であると考えられる。

・南シナ海は貴重な海洋生態系を有し、沿岸国の漁場、あるいはエネルギー資源が賦存し、経済的重要性を有する海域でもある。仲裁裁判所の判断にも、中国によるフィリピンの伝統的漁業の妨害行為、埋立てによる海洋環境の保護及び保全義務の不履行の認定、海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約（COLREG）への違反等の認定が含まれており、同海域の安定化においては、これら多分野に渡る複雑な課題について、関連諸国と連携した対応が求められる。仲裁判断の「棚上げ」は、こうした南シナ海の平和的・持続的利用に資する活動を促す判断の意義をも見失うものとなりにかねない。実際に、中国・フィリピンだけでなく、その他周辺国の科学者・研究者、実務者は、仲裁判断のこうした多面性に着目し、今後取るべき対応について議論が進んでいるところである。特に海洋環境の保護及び保全については、仲裁判断の中で UNCLOS に基づく周辺国との「協力義務」に言及されていることから、その対応として同海域に海洋保護区（MPA）を設定・運営する検討を、周辺国と共同して進めることも必要と考えられる。具体的には、UNEP/GEF 支援によるコーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）を南シナ海まで拡大する可能性、COBSEA など既存の枠組みの延長での活動、特に南シナ海の Strategic Action Plan（SAP） for the South China Sea の実施により、同海域の科学調査をフィリピン、中国、ベトナム、そして日本等の協力で進め、その成果・科学的データに基づき海洋空間計画を進め、その一環として航行の自由と海洋環境保護を適切に調和させられるような形での MPA を設置・運営することも考えられる。また、中国も参加する UNESCO-IOC WESTPAC の枠組みの中で、南シナ海生態系の重要性の伝達、MPA 設定・管理に必要な海洋科学研究・能力開発の実施等も選択肢として考えられる。日本については、WESTPAC を通じた貢献の継続、海洋調査の国際協力推進等で、科学技術に基づく協力・関与が可能となる。また、日本も出資す

るアジア開発銀行（ADB）が GEF と連携して CTI に協力した実績もあることから、同様の枠組みで間接的に寄与することも可能と考えられる。

・南シナ海の特定の海域については、国際海事機関（IMO）の特別敏感海域（PSSA: Particularly Sensitive Sea Area）に指定することも選択肢として考えられる。PSSA に指定されることで、当該海域の航行の透明性が増し、沿岸国、旗国、寄港国という多様な執行主体が一致して行動する基盤となり、協力関係の構築が期待できる。結果、同海域の環境及び安全の確保につながると期待できる。ただし、航行の自由が制限される程度次第では、合意形成の困難が想定される。特定国による島の軍事拠点化などによる同海域の不安定化というリスクを考慮し、透明性と関与の機会と引き換えに、どの程度の制限を許容できるかが今後の論点となると思われる。

なお、日本は、IMO における検討、環境影響評価等で貢献が可能と考えられるほか、「インド・太平洋シーレーン」の一部である南シナ海の海上交通のステークホルダとして、主体的に検討に参加可能となりうる。

・南沙諸島は石油・天然ガス、また非在来型資源であるメタンハイドレート等の資源開発も期待される海域であり、以前より中国からはフィリピンやベトナムといった周辺国に対して共同探査・開発の提案がされていた。その発展的提案として、鉱区（リース）の管理を目的とした国際組織の設置、資源探査・開発のための技術開発支援のアジアインフラ投資銀行（AIIB）による支援案を組み合わせた地域管理組織（“NRDN”: Nansha Resource Development Net）という新たな枠組みが検討されている（再生可能エネルギー、漁業・水産資源管理を含む）。未だ検討段階とされているが、今後の中国によるこうした提案の動向も考慮し、周辺国は対応を検討する必要があると想定される。また、本件への対応については、国連海洋法条約第 74 条 3 項と第 83 条 3 項に規定される「暫定的な取極」（最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない）に留意しつつ、境界画定など二国間の課題を漸進的に解決することも必要である。我が国は資源探査・開発、環境影響評価等の分野（メタハイ、科学調査等）でこうした活動に協力可能と想定され、また、アジア開発銀行（ADB）と AIIB の共同出資など、ADB/日本の豊富な経験に基づく同分野の支援が可能であると考えられる。今後も中国等関係国の動向に配慮しつつ、AIIB によるにせよ ADB によるにせよ、適切な投資がなされることを確保するための具体的協力関係のあり方の検討を進めることが望まれる。

上記選択肢はいずれも、環境・生態系、海運、資源開発、そして安全保障等も含め、多様な主体による調整が必要とされるものである。よって、MPA や PSSA、あるいは資源共同開発等の選択肢については、個別に検討を行うのではなく、海洋空間計画（MSP）のプロセスを同海域に導入し生態系を一つの重要な価値基準と位置付け、そのうえで総合的視野に基づき検討・調整し、互いに矛盾しない有効な方策とすることが望ましい。

～海洋ガバナンスの新たな課題：BBNJ 等への対応～

法に基づく国際秩序構築に関する新たな課題として、国家管轄圏外区域の海洋生物多様性（BBNJ）についても、海洋ガバナンスの文脈において議論を継続することが必要とされている。UNCLOS 以後技術発展と共に海洋調査能力が向上し、極限海洋生物の遺伝子研究から医薬品等産業的に多大な利益を生み出す開発技術も飛躍した。これに伴い先進国の海洋権益に対する途上国及び一部研究者からの批判が噴出し、他方で環境問題や食糧問題に対する意識が向上し「海洋生物多様性」「海洋遺伝資源」を

踏まえた新たな国際規範が求められている。BBNJ の新協定の域外保護規定によって公海管理の権限が明文化された場合、これが既存の生物多様性保護、更に国際法秩序に影響を及ぼす可能性がある。

○BBNJ については途上国や民間も巻き込んだ秩序構築に関する議論深化が必要である。

上記の新協定の議論について、環境保護への関心が高い欧州諸国が公海上の MPA など生物多様性保全のための施策について積極的であるのに対し、公海利用の制限につながるのではないかと懸念を示す国もある。他方で途上国は、環境保護への関心はさほど高くない側面もあり、一方で遺伝資源の収益配分には強い関心を有しており収益配分の規定を作ることには積極的であるなど、各国の利害や思惑は複雑に絡み合い、新たな海洋秩序構築の課題として更なる検討が必要と考える。新協定の具体的段階については、区域型海域管理ツールや科学的インプットの重要性について議論されているが、目的や執行機関、基準が定まっておらず、ステークホルダである民も巻き込んだ更なる議論が必要である。海洋ガバナンスは、UNCLOS 起草当時想定されていなかった技術的問題や環境的問題等に直面しているといえる。これに関し漁業管理の領域では FAO を中心に漁獲管理が比較的早く進み、UNCLOS 下において権限規定の存しない公海においても一部国家間による一部魚類に対する合意としては管理体制が成立しており、こうした先行事例を参考としつつ、更なる検討が望まれる。

～総合的海洋政策人材の育成に加え、重要な海洋国際機関等への人材輩出を強化する必要性～

これまで我が国は、IMO、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)、大洋水深総図 (General Bathymetric Chart of the Oceans: GEBCO) を始めとした海事・水路分野や、UNESCO-IOC 等の科学分野の国際組織内の要職に人材を派遣してきた実績がある。また、国際海底機構 (International Seabed Authority: ISA)、UNEP・UNDP といった資源・環境・持続可能な開発に関する分野への委員や職員の派遣を進めている。これら主要機関や、その他の日本人が未だ活躍していない分野においても、議長・委員長といったポストへの起用を漸進的に進めるべく新たな人材の育成・拡充・派遣を図り、「法の支配に基づく国際海洋秩序」の構築を主導・貢献するためにも、発言力やリーダーシップを発揮していく必要がある。

○総合的海洋政策人材を育成し、重要な海洋国際機関等への人材輩出を強化すべきである。

海洋に係る外交・安全保障課題に対応するには、総合的・横断的分野（海洋科学・環境・漁業等のサイエンス、エンジニアリング、法律、政策、経済、防衛等）の専門性が求められる。それにより、情報、政策、法律等の面での総合的な外交・安全保障力の強化を図り、上記のような主要機関への人材輩出、リーダーシップの強化等を進めることが望まれる。

4.1.2 シーレーン確保・海賊対策、海洋セキュリティ、新技術の利活用促進

シーレーン確保・海賊対策に代表される非伝統的安全保障、国家主体の伝統的安全保障としての海洋セキュリティ、新たな脅威・問題への対応や効果的・効率的な安全確保・対策に資する新技術の利活用について以下を提言する。

～シーレーン確保・海賊対策：海上の安全確保及び総合的な対策支援～

シーレーン確保及び海賊対策では、マラッカ・シンガポール海峡及びソマリア沖・アデン湾が我が国

の国益を守る上での重点箇所となっている。マラッカ・シンガポール海峡においては、アジア地域の海上保安機関間の連携協力関係の構築、海上保安庁の巡視船・航空機の派遣、各国海上保安機関との連携訓練や巡視船・教育訓練船の供与等を実施している。ソマリア沖・アデン湾では、我が国は、護衛艦2隻の派遣（2009年3月より）による船舶の護衛、P-3C哨戒機2機を派遣（同年6月より）によるジブチを拠点とした警戒監視活動を行っているが、関連諸国との連携スキームの構築は今後の課題であると認識している。

○海上における法執行機関の強化のための国際協力をさらに進めるべきである。

日本は、東南アジアや太平洋島嶼国への援助として、法執行機関としての海上保安庁の制度の導入とその装備についての援助を実施している。海賊対策については、現地の対応が重要であり、現地の対応能力向上が喫緊の課題である。巡視船等の装備の援助は近年活発になされているところであり、これらは引き続き援助していくことはもとより、それら装備を効率的・効果的に活用可能となるように、実際の運用面（逮捕術等）での能力向上支援を継続的に実施していくことも必要である。

○海賊対策には陸上も含めた総合的な支援を行うべきである。

海賊が頻出する原因の一つには、陸上の困窮問題がある。陸上の問題が、海上の問題に直結しており、海賊を捕まえ裁判にかければ海賊問題は解決するわけではない。今後の我が国の支援として、海上の海賊対策によるシーレーン確保に加え、陸上の対策も含めた総合的な対策（例：ODA スキームを活用した漁民に対する養殖技術支援。現地の雇用・経済安定に資する事業等）が必要である。

○犯罪対策のリソースマネジメントを行うべきである。

犯罪組織は、フィリピン、インドネシア、マレーシアを結ぶ海域（tri-border area）、南シナ海、マラッカ海峡などで活動を展開している。こうした地域の国々は、テロリズム、海賊、人身売買、違法薬物の取引、野生動物の密輸、武器取引、違法漁業、自然災害、海洋環境の汚染といった様々な課題に対処するため「共通の作戦概念（common operational picture）」を作る必要がある。上述した“tri-border area”においては、フィリピンにおいて米国及びオーストラリアの協力のもと、フィリピン海域の海上安全保障維持のためフィリピン海軍や沿岸警備隊、警察、国家反テロタスクフォースなど多くの行政組織が参加する多省庁間ネットワークとして“Coast Watch System”が構築されている。

また、非セキュリティ分野では、例えば漁業分野における協力形態として、共同のパトロールが考えられる。四カ国防衛調整グループ（オーストラリア、フランス、ニュージーランド、米国が参加）は、太平洋島嶼国において、海域の状況について哨戒艇を使って共同で調査するなど一連の様々な共同作戦と支援を行っている。また、法執行面では、1993年のニウエ条約に基づき、太平洋島嶼国では他の国に法執行を依頼している。自国の保有船でなくとも、他国の沿岸警備隊や海軍の船舶に権限を与えて、取り締まりを行うという協力である。これには、船舶を拿捕する権限も含まれている。

このような事例を参考に、国家間の協力・合意の元で各国の保有する人材・能力・船舶等のリソースをマネジメントし、海洋安全保障における様々な課題への共同対応の在り方として、お互いの弱点を補っていくことも考えられる。

～海洋セキュリティ：現在の各国間の協力の枠組みの強化・拡充、日米間の協力体制を基軸とした東南アジア諸国等への展開～

海洋安全保障・海洋秩序構築の課題には ASEAN 諸国、太平洋諸国、オーストラリア、インドといった他国も単独での対処が困難との認識を有しており、日米との連携を通じた同地域の海洋空間ガバナンスの強化が求められている。日米同盟はアジア太平洋地域の海洋安全保障において中核的役割を果たす存在であり、日米両国は力や強制力ではなく国際法に基づくアジア太平洋地域の海洋秩序の維持・安定という共通目標に向けて、引き続き緊密な連携関係を強化させるとともに、アジア太平洋地域の他のパートナーとの協力拡大に向けて指導的役割を適切な役割分担の下に担っていくべきである。

海洋セキュリティにおける日米協力をみると、日米同盟は、アジア太平洋地域、更には国際安全保障環境の変化に対応するため同盟協力の範囲を拡大する傾向にあり、その協力分野の一つとして「海洋安全保障の強化」が挙げられている（『新「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）』2015 年 4 月）。また、日米同盟協力を通じた海洋安全保障強化の中核的要素の一つは、海洋環境や海洋状況を包括的に理解する「海洋状況把握」（Maritime Domain Awareness : MDA）における連携の強化であり、そのための海洋情報の収集と共有における日米協力のあり方が検討課題となっている。特に、MDA においては宇宙技術の活用が重視されており、2011 年に開催された日米安全保障協議会（通称 2+2）では、安全保障面での宇宙協力分野の一つとして「海洋監視」が位置づけられ、2014 年 3 月には宇宙を活用した MDA 協力に関して初の机上演習が行われている。また、我が国の「国家安全保障戦略」においても、海洋安全保障の確保のアプローチとして海洋監視能力を宇宙の活用を含め総合的に強化することが示されている。加えて、2015 年 1 月に制定された日本の新たな宇宙基本計画でも、MDA における日米協力の検討が含まれており、具体策の検討が求められている。なお、MDA については、内閣官房総合海洋政策本部事務局、同国家安全保障局及び内閣府宇宙戦略室（現内閣府宇宙開発戦略推進事務局）が中心となって設置した「海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議」において 2015 年 10 月に「我が国における海洋状況把握（MDA）について」をとりまとめ、2016 年 7 月 28 日には総合海洋政策本部決定として「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」が公表されている。

○日米間の協力や情報共有を基礎とした海洋に関する宇宙情報と海洋情報の連携利用の促進を行うべきである。

2013 年 12 月に決定された国家安全保障戦略を見ると、海洋安全保障の確保は重要な安全保障政策の一部となっており、その中で海洋監視能力について、宇宙の活用も含めて総合的にこれを強化していくという方針を打ち出している。

宇宙基本計画（最新版は 2015 年 1 月）では、宇宙の安全保障利用の推進が重要な政策目標として挙げられている。その中には、海洋の安定的な利用のために、宇宙を活用した海洋状況把握を推進していくという方針が示されている。

2015 年 4 月の日米防衛ガイドラインの改定では、海洋安全保障が日米の共通課題と位置付けられており、法の支配に基づく海洋秩序の構築に向けて二国間の協力を強化することが目指されている。とりわけ、海洋監視に関する情報共有の強化が重要な要素として強調され、2015 年 9 月に開催された宇宙に関する日米包括対話では、海洋状況把握を強化するために、日米両国が宇宙を利用することにおいて協力していく方針が確認されている。なお、MDA については、2015 年 10 月に作成された「我が

国における海洋状況把握（MDA）について」において、日本としての MDA のコンセプトが示され、2016 年 7 月 28 日には総合海洋政策本部決定として「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」が公表され、日本版 MDA システムとして、海洋観測を強化するとともに、衛星情報を含め、広範な海洋情報を集約し提供する「海洋状況表示システム」を新たに整備することが宣言されている。

日米宇宙協力により、MDA のために適切な情報を収集・共有し、海洋情報と連携させて利活用していくことは両国のみならず地域全体にとっても大きな利益となる。さらに、次なる段階においては、協力範囲をアジア太平洋地域へ拡大していくことも重要である。アジア太平洋地域の広大な海域においては、単独で効果的な海洋状況把握を行える国は存在しない。それゆえ、国際協力に基づく地域全体の海洋状況把握の向上は、様々な課題への対応においてよりタイムリーで、より効果的な対応を可能にするものである。なお、MDA は狭義の安全保障の枠内にとどまるものではないことから、海洋環境、生態系、自然災害といった比較的協力が容易な分野から情報共有メカニズムを構築していくべきである。

こうした日米間の協力や情報共有を基礎としつつ、地域にすでに存在している海洋安全保障や海洋ガバナンスに関する情報共有メカニズムも活用し、多国間のレベルでの協力へと拡大を図っていくことが地域における海洋空間の安定を高める鍵となると考えられる。日米のイニシアティブによって地域レベル・世界レベルでの海洋情報の共有化を進めることができれば、国際的な海洋ガバナンスの維持・強化に貢献できる大変有効な手立てを提供できる可能性がある。日米間の緊密な協力関係を強化しつつ、同時にその次のステップを検討していくことが重要になる。

○協力関係の積み重ねによる国家横断的かつ切れ目ない海洋安全保障網の構築を目指すべきである。

南シナ海の北西部や東部、マラッカ・シンガポール海峡、あるいは北インド洋などでは、抱えている安全保障上の課題に違いが見られる。こうしたローカルな地域では、行為主体となるプレーヤーにも違いが見られる。このような特定の地域ごとの課題に対しては、それぞれの関係諸国が二国間や三カ国間といった形で小さな協力の鎖を張り巡らせていく必要がある。そして、米国、日本、オーストラリア、インドといった信頼できる地域海洋国（RRMP 諸国）を中心に、合意を得やすい分野・形態での小さな協力関係を積み重ねていき、アジア太平洋地域全体について、RRMP 諸国を基軸とした重層的な切れ目のない海洋安全保障協盟（Maritime Security Coalition）の連鎖的な形成を目指すべきであろう。

オーストラリア、インドは既にそれぞれ ASEAN の海洋国（インドネシア、ベトナム、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン）との海洋安全保障に関わる協力関係をそれぞれ構築しているが、国ごとに濃淡が見られる。例えば、インドは他の 5 か国と比較してフィリピンとの協力が、オーストラリアはフィリピンおよびベトナムとの協力関係が、それぞれあまり深くはない。また、そもそもオーストラリアとインドの間の協力関係もインドの核実験の影響などもあり冷え込んでいたが、ようやく最近、深化の方向となってきた。協力関係の拡大にあたっては、既存の関係性を踏まえて役割分担を検討することが必要であり、既存の協力関係が弱い部分に日本が協力関係を深めるための橋渡し役として積極的に参加することで、国家横断的かつ切れ目ない海洋安全保障網の構築を目指すべきである。日米、そして ASEAN やオーストラリア、インドを含めた海洋秩序構築（広義の海洋安全保障）のあり方について、法政策、外交、経済協力、能力開発を含めた多方面から検討する必要がある。

～新技術の利活用促進：新たな脅威・問題への対応～

最近では伝統的な国家主体による脅威・問題だけでなく、マラッカ海峡における海賊問題に代表される非国家主体による新しい安全保障上の問題が生じている。また、アジア太平洋地域は、自然災害の多発地帯でもあり、津波等海洋由来の災害への対応も海洋空間の安定利用を確保する上で重要な課題である。これらの新たな脅威・問題を広義の海洋セキュリティと捉え、従来の枠組みを超えた協力体制の構築や新たな技術の利活用を進めていく必要がある。

○新技術の活用による安全性確保及び効率化を実現すべきである。

シンガポールで開催したワークショップにおいて、海賊行為者が、ターゲットの船舶の状況偵察のために無人機(UAVs)を使用した例が紹介された。今後はこうした新技術を活用した海賊行為（偵察のみならず、無人機に爆弾等を搭載する等）も想定し、対策を準備しておく必要がある。また、これとは逆に、海上警備において、無人機を活用し不審船舶等の状況を把握するなど、新技術を活用し警備者の安全性確保と効率化を進める必要がある。

○包括的な情報の受発信および利活用を目指すべきである。

非国家主体による脅威も含めた広義の海洋セキュリティの観点からは、海上の状況だけではなく、離島、港湾、沿岸域といった陸上の状況も含めた包括的な情報収集・利活用が求められる。人工衛星、航空機、UAV、船舶、ROV/AUVといった様々なツールを用いることで、包括的な情報受発信および利活用の実現を目指すべきである。

4.2 関連基礎情報収集・調査研究

4.2.1 主要国海洋政策等

昨年度収集した米国、欧州及び中国の海洋政策等に関する基礎的情報に加えて、シンガポール、インドネシアおよびASEANに関する情報を収集した。また、インターネットによる情報発信を昨年度に引き続き実施した。

4.2.2 日本の海洋人材

日本の海洋分野での国際協力の動きを把握するため、海洋に関わる諸活動に携わる国際機関に参加している日本人人材について調査を行った。

対象とする人物は、過去または現在、国際機関に参加していた／いる日本人である。海事、水路、漁業、科学、生物、資源・エネルギー、環境、国際法、安全保障、極地の各分野に係る国際機関について、そこへの参加者・その役職、任期、役割・成果、経歴についてとりまとめを行った。

4.2.3 日本の国際協力

我が国における国際的な海洋管理及び安全保障に係る取り組みについて情報収集及び整理を実施した。二国間および多国間の国際協力について対象国、概要、実施年についてまとめ、提言に資する情報収集・整理とした。

4.2.4 ASEANにおけるベストプラクティス

各ワークショップや勉強会の議論や検討から、海洋における問題への対処法としては UNCLOS が基礎的な役割を果たしているが、各主体の役割・所掌の分担について不明瞭である等、脆弱な一面があることも浮き彫りになった。また、UNCLOS を有効的に運用するためには、これを補完する国家間の連携枠組みの必要性が明らかになった。これを受け、同調査では ASEAN における国際協力の枠組みをリスト化した。

シンガポールワークショップにおいては、比較的政治性が低く国際協力が期待される海洋環境関連の多国間プログラムや、国際関係が複雑化する中でも円滑な連携体制を構築するための、海洋上における緊急時に国境を越えて各国が行動できる規範の必要性が挙げられたが、本調査により、上記分野のベストプラクティスの事例を複数見つけることができた。

4.2.5 法の支配に基づく国際海洋秩序

「開かれ安定した海洋」(＝広義の安全保障)に資する海洋ガバナンスの実施に向けて、最新動向の情報収集や国内外の有識者との意見交換を通して検討した。具体的には、2016 年 7 月に出された南シナ海にかかる仲裁裁判所の判断を受けた国際的議論に参加し、南シナ海の課題解決に向け今後とるべき具体的方策を整理・提言した。特に、同判断が環境・海運・資源等の多分野に渡る複合的課題に関する要素を含むことに着目し、このような経済や環境といった共通の価値に基づき各国が協力し、同海域における海洋保護区 (MPA) 設定、IMO の特別敏感海域 (PSSA) 設定の可能性、そして横断分野・ステークホルダの管理ツールとして海洋空間計画 (Marine Spatial Planning: MSP) 導入する必要性について、日本としての関与・協力のあり方を含め考察と提言を作成し、国内外の主要会議・学会及び主催シンポジウムにおいて対外発信を行った。

その他、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) に関する新協定が、海洋にかかる既存の国際枠組み (漁業協定や国際海底機構 (ISA) 等) そして国家管轄権 (EEZ 内) までシームレスに及ぼす影響の可能性を想定し、これまでの国際的議論の整理及び今後我が国が取りうるアプローチについても検討を実施した。BBNJ については新協定の議論が継続中であるところ、今後も引き続き関係者との意見交換と検討を行う必要がある。

4.2.6 海賊発生状況

全世界の海賊事案の発生件数は減少傾向にあるが、これは、ソマリア沖・アデン湾及の海賊事案発生件数の減少が寄与しているところが多い。東南アジア海域では、2015 年までは海賊発生件数が増加傾向であったが、2016 年は大幅に減少している。インド洋では、相対的に海賊事案が少ないが、年 10 数件の事案が毎年発生している。

4.2.7 各国協力

日米豪印を中心として、東南アジア諸国と連鎖的な海洋安全保障協盟 (Maritime Security Coalition) 形成を進めていくための基礎資料として、公開情報を基にオーストラリアとインドの ASEAN の海洋国 (インドネシア、ベトナム、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン) との海洋安全保障に関わる協力関係の整理・分析を行った。

5. 事業成果の公表

本事業では、以下の国内外の主要会議・学会等において成果の情報発信を行い、「開かれ安定した海洋」の実現に向けて今後取りうる外交政策・協力についての議論と普及啓発を行った。

5.1 International Seminar“ENVIRONMENTAL AND MARITIME SECURITY FOR A BLUE SOUTH CHINA SEA”（南シナ海的环境・海事セキュリティのための国際会議）

日時：2016年10月10日（月・祝）～10月12日（水）

場所：Haiphong Convention Center（ベトナム ハイフォン市）

主催者：ベトナム海洋環境自然協会（VAMEN）、ハイフォン市

参加者：ベトナム国内の海洋関連研究者・実務者・政府関係者（国家議員、外交官、市政府代表等）、海外（アメリカ、フィリピン、シンガポール、インド、フランス、ベルギー、ニュージーランド、日本）の研究者・有識者（約150名）、メディア（約30社）

※意見交換の実施、共同提言案を作成した主な参加者は以下の通り。

Dr. Nguyen Chu Hoi ベトナム国立大学 Vietnam Association of Marine Environment and Nature (VAMEN) 会長

Dr. Vo Si Tuan. Vice Chair, IOC-UNESCO Sub-Commission for the Western Pacific (WESTPAC).
Director, Institute of Oceanography.

Nguyen Xuan Binh HaiPhong 人民委員会副議長

Hoang Van Ke Chairman of Haiphong Union of S&T Associations

Nghiem Vu Khai 国会議員（ベトナム科学技術連合副会長、前 越日友好協会会長）

Dr. Michael Parsons, Policy Adviser to Ministry of Natural Resources and Environment of Viet Nam

Dr. Nguyen Manh Cuong, Dean of Faculty, Vietnam Maritime University

Dr. Tran Cong Truc, Former Chairman of Committee on National Boundaries

Prof. Dr. John W. McManus, Miami University, The USA

Dr. Annette Juinio-Menez, Former Director of The Marine Science Institute, University of the Philippines

Mrs. Youna Lyons, Senior Research Fellow, Centre for International Law, National University of Singapore

Dr. Duncan Currie, Globelaw, New Zealand

Prof. Eric David, International Law Centre, Belgium

Prof. Dr. Go Ito, School of Political Science and Economics, Meiji University, Tokyo, Japan

Mr. Jean Vincent Brisset, Research Director at IRIS

Dr Devinder Grewal, Professor of World Maritime University

Dr. Alberto A. Encomienda, Balik BALANGAY, Philippines（元大使）

成果概要：

ベトナムの海洋科学者の全国組織である海洋環境自然協会（Vietnam Association of Marine Environment and Nature: VAMEN）が主催する、南シナ海的环境・海事セキュリティに関する国際会議に参加し、東南アジア及び欧米の実務家・研究者と共同で、南シナ海の安定と安全確保に向けた提言を取り纏め、情

報発信を行った。本会合は、VAMEN 会長である Nguyen Chu Hoi ベトナム国立大学教授（三菱総研が 8 月にシンガポールで開催した海洋ガバナンスワークショップの参加者）からの招聘を受けて参加したものであり、三菱総研からは、シンガポールで主催したワークショップで議論した東南アジア海域（あるいは Indo-Pacific）のガバナンス向上に関する論点を紹介し、南シナ海に係る仲裁判断を受けて同海域の安定化・平和的問題解決のために取り得る対応について示唆を与え、同会議の結論・提言作成に協力した。本会合では、海洋に関する国内外の科学者・有識者・実務者が集まり、南シナ海の仲裁判断を受けて、間接的な当事者であるベトナムも含め関連諸国がいかに同海域の貴重な海洋生態系を保全し、航行や飛行の安全を確保するかという平和的解決策を、科学的・学術的根拠に基づき中立的に議論した。UNCLOS に基づく海洋環境や安全航行・飛行といった共通価値に基づき、Geo-economical（地理経済的）な問題として扱うことで、中国・フィリピン及び関係諸国が歩み寄り協力できるのではないかと提言を取り纏めた。会議の結論・提言はペーパーとして取り纏め（以下ウェブサイトにて公開・入手可能）、参加者の合意を得て閉会した。本提言は、今後の南シナ海の平和的解決に向けた科学者や海運等の産業界の視点も含めた新たなアプローチを含むものであり、同海域の課題解決に貢献するものと認識している。

※同国際会議の検討結果・提言の公表：

https://www.academia.edu/30586028/ENVIRONMENTAL_AND_MARITIME_SECURITY_FOR_A_BLUE_SOUTH_CHINA_SEA

なお、本会合はメディアから大きな注目を浴び、ベトナム国営放送や主要紙からのインタビューを受け全国報道される等、南シナ海の仲裁判断が大きな関心事項であった点を確認した。その期待に対し、シンクタンクとして科学技術の知見とアカデミックの視点を組み合わせ「環境・生態系」や「航行安全」といった共通価値に基づく平和的解決・協力の可能性を示唆・発信できたことは、問題解決の新たなアプローチを国際社会に提示したという意味で価値あるものになったと考える。会議に参加したベトナムをはじめとする国内外の研究者・実務者からは、三菱総合研究所のプレゼンスを認識・評価していただき、対外発信・国際世論形成への影響という意味においても意義深いものとなったと認識している。

※主要なメディア報道

Vietnam Television(VTV) ベトナム国営放送（10 月 12 日放送分 ストリーミング）：

<http://vtv.vn/video/ban-tin-tieng-anh-15h-12-10-2016-178359.htm>

The Voice of Vietnam (VOV) 英語版（10 月 11 日掲載記事）：

<http://english.vov.vn/society/seminar-seeks-measures-to-ensure-environmental-security-in-east-sea-333500.vov>
等



会合参加者 集合写真



国営放送（Vietnam Television）インタビューへの対応（三菱総研 武藤）

本会合参加者とは、今後のネットワーク維持、継続議論・共同研究の可能性等も議論し、特に南シナ海問題の平和解決・安定化に向け研究者と産業界が参加したプラットフォームを構築して国際社会に発信していく可能性を議論し、その実現に向け意見交換を継続しているところである。

5.2 5th Annual World Congress of Ocean (WCO) – 2016（中国 第5回世界海洋大会）

日時：2016年11月4日（金）～11月6日（日）

場所：中国山東省青島市

主催者：国家外国专家局（SAFEA）国外人才信息研究中心、青岛西海岸新区管委会、中国海洋工程咨询协会、中国航海学会、中国渔业协会、中国国际贸易促进委员会青岛分会

参加者：中国及び各国の海洋関連研究者・実務者・政府関係者（約30カ国から700名以上）

※意見交換の実施を行った主な参加者は以下の通り。

Ms. Junhua Gao, 中国海南省高等裁判 裁判官

Dr. Mohd Hazmi Mohd Rusli, Senior Lecturer, Universiti Sains Islam Malaysia

Dr. Rokhmin Dahuri, President, Indonesia Aquaculture Society & Former Minister, Marine Affairs and Fisheries, Indonesia（元インドネシア漁業海洋大臣）

Mr. George Guy Thomas, C-SIGMA、中国海洋大学 等

成果概要：

本会合は、中国国务院の国家機関である国家外国专家局（SAFEA）及び中国の海洋関連の主要学会の主催による国際会議であり、中国全土及び世界各国から海洋関連の研究者・実務者・政府関係者を招聘している。本会合は、海洋政策・法・経済、海洋科学、海洋工学といった海洋に関する全ての学問分野を網羅しており、海洋環境、海運、水産、資源エネルギー等の諸課題について、各国参加者による研究発表等を通して議論を行った。なお、WCOは2012年に第1回が開催され、今年で第5回目となる。今年の会合のテーマは“*Innovation, Integration, Cooperation and Sustainability*”であり、国際協力の下で海洋秩序の構築と産業発展を目指し、また、中国・青島がその拠点として今後人材及び産業の集積地として機能したい旨の発言も主催者から示されている。

本会合の第1セッションである“*Ocean Economy, Policy and Management*”への参加・発表、及び同セッションのCo-chairの依頼が三菱総研にあり、「海洋ガバナンスと情報・データ管理」をテーマとして、海洋調査や海洋情報管理・空間管理の国際協力によるアジア・太平洋地域の海洋ガバナンス向上の必要性和日本の貢献可能性について発表を行った。セッション参加者のうち、中国（中国海洋大学）、ロ

シア (RS-Class 社)、アメリカ (C-SIGMA の George Guy Thomas)、オーストラリア、ポーランド (Wroclaw University of Technology)、オランダ、インドネシア (元漁業海洋大臣の Rokhmin Dahuri 氏) 等、様々な国の参加者から興味関心が示され、今後の交流・意見交換の継続を約束した。

南シナ海 (南沙諸島) については、中国海南省高等裁判所の Junhua Gao 裁判官より、共同資源管理 (石油・天然ガス、及び水産資源が対象) の提案について発表があり、その後に意見交換を実施した。同提案は、中国を含む沿岸国による共同管理組織 (NRDN: Nansha Resource Development Net) を作り、アジアインフラ投資銀行 (AIIB) が資金提供や技術支援 (メタンハイドレート、海洋再生可能エネルギーの開発等) を行うというものである。現在の外交的課題から切り離し、資源の持続可能な開発という経済連携に絞り込んだ協力を行うという主張であった。石油・天然ガスの共同開発についてはこれまでも中国から提案が示されてきたことがあったが、Gao 氏の提案はそれを更に拡大するものである。同海域はシーレーンとして海運・安全航行等において日本もステークホルダーであり、資源開発と我が国も利用者である海運、そして環境保全との調整まで含めた海洋空間計画を行う必要性をこちらより提案し、継続議論の必要性をお互いに認識した。

その他、マレーシア Universiti Sains Islam Malaysia の Dr. Mohd Hazmi Mohd Rus からは、国際海事機関 (IMO) の特別敏感海域 (PSSA: Particularly Sensitive Sea Area) をマラッカ・シンガポール海峡に設定する提案があった。環境保全の観点から航行規制を強化し安全も実現しようというもので、既にマレーシア国内では動き始めており、シンガポールとは前向きな話を進めているとのことである。一方、重要海域の保全・持続可能性確保に対する自由航行の制限に関する納得性、保全措置 (APM: Associated Protective Measure) の具体化、インドネシアは議論に未参加等、実現に向けて課題も多く残っているとのことであり、検討を促進すべく同海域の利用者として重要なステークホルダーである日本も議論に是非参加してほしいという要請があった。同氏とは、本提案について今後の交流と意見交換の継続を約束した。

本会議は、海洋の諸課題の平和的解決をリードするという中国側主催者の意志を感じるものであり、同国の海洋の諸課題に関する認識や最新の検討状況を直接伺え、東南アジア海域・南シナ海を含む海洋関連課題の解決に向けた議論・意見交換を行う場として非常に有用であった。本会合にて情報発信・意見交換を行ったことで、中国を含む世界各国の研究者・実務者等に対する三菱総研のプレゼンスが向上したと認識しており、既に主催者からは次年度の第 6 回世界海洋大会 (<http://www.bitcongress.com/wco2017/scientificprogram1.asp>) への参加依頼が来ているところである。今回構築した中国を含む国際コミュニティのネットワークを最大限活用し、今後も意見交換・研究交流を継続したい所存である。



会合の主要参加者 集合写真



開会式の様子

5.3 日本海洋政策学会 第8回年次大会

日時：2016年12月3日（土）

場所：早稲田大学早稲田キャンパス 27号館地下2階小野記念講堂

主催者：日本海洋政策学会

参加者：海洋政策に関する国内研究者・実務者等（約120名）

成果概要：

上記で報告したベトナムや中国の会議における、南シナ海の仲裁裁判判断の有する環境、海運、資源等の多分野に渡る複合的課題に関する国際的議論に着目し、そこから得られる南シナ海の課題解決に向けた多分野からのアプローチ（海洋保護区（MPA）設定、IMOの特別敏感海域（PSSA）設定の可能性、そして横断分野・ステークホルダの管理ツールとして海洋空間計画（MSP）導入の必要性）について、日本としての関与・協力のあり方を含めた考察と提言を三菱総研と東京大学で協力して取り纏めて発表を行い、年次大会に参加した海洋政策に関する国内研究者・実務者への情報発信・意見交換を実施した。また、本学会では、他のセッションにおいても南シナ海の仲裁裁判判断を受けた、今後の我が国海域を含む国際海洋秩序に関するあり方や想定される影響についても発表・議論が行われた。南シナ海仲裁に関しては、日本の沖ノ鳥島の「島」の地位への影響についても議論が存在するが、国際裁判はその事件において当事国のみを拘束することから各国は様子見の状況が続くであろうこと、一方で海洋環境の保全に関する施策を、責任を持って進めるために、仲裁裁判と切り離してなすべき調査や検討を行い施策を進めるべきとの指摘もあった。仲裁裁判が当事国に及ぼす影響と、それがその他周辺国に与える影響とを分けて考える必要があり、特に後者については政治的に南シナ海仲裁の成果をどう利用されるかが論点となっているといえ、今後もこれらを区別し日本としての対応を、上述の海洋環境の観点を含め検討する必要がある。

本学会は、国内の海洋に関わる主要な政治・法・科学等の研究者及び実務者等が分野横断で集まり我が国の総合的海洋政策の推進を目的とした日本最大のコミュニティであり、本年次大会が諸外国で実施してきた南シナ海の課題を巡る議論・意見形成の結果を国内にフィードバックできたことは、今後我が国が国際社会に対して取るべきアプローチや我が国への影響の検討を行うにおいて有益なものとなったと認識している。

※研究発表資料は以下にて公開され、学会員のみならず広く一般に共有されている。

<http://oceanpolicy.jp/jsop/4kenkyuukatsudou/4-4-1-8.files/happyou4.pdf>

<http://oceanpolicy.jp/jsop/4kenkyuukatsudou/4-4-1-8.files/4-4-1-8photo.pdf>

5.4 関連学会・論文発表

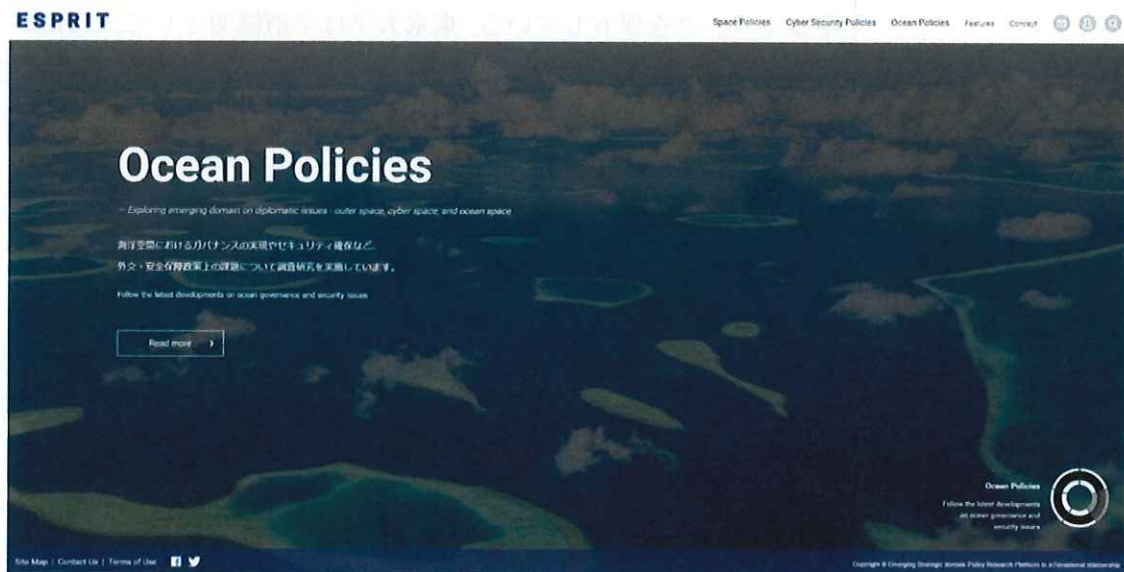
- ✓ Naoyuki Kanno, “Maritime Security: Contemporary Issues, Piracy, and International Cooperation,” International Workshop on Resolving the Complex Challenges of Ocean Governance and Security and Sustainable Oceans in the South Asian Region, Singapore, August 29, 2016.
- ✓ Masanori Muto, “Ocean Governance with Data and Information Management – Needs for Ocean Survey, Integrated Marine Information System, and Marine Spatial Planning,” BIT’s 5th Annual World Congress of Ocean-2016, Qingdao, China, November 4, 2016.
- ✓ 武藤正紀、菅野直之「南シナ海仲裁判断の意義とその海洋政策的示唆－海洋環境および航行安全

等に関する裁定後の関係諸国における議論を参考として」日本海洋政策学会 第8回年次大会（於：早稲田大学）、2016年12月3日。

- ✓ 永井雄一郎, “Space-Ocean Policy Cooperation for Improving Maritime Domain Awareness”（「海洋状況把握の強化に向けた宇宙・海洋連携の必要性と課題」）、日本宇宙フォーラム・東京大学公共政策大学院海洋政策教育・研究ユニット共催、MDA Study Session（於：東京大学）、2017年3月1日
- ✓ 菅野直之「海洋境界画定国際合意の研究―島の存在と海底の特徴が及ぼす影響を中心に―」『日本海洋政策学会誌』6号（2016年）26-41頁

5.5 専用ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクトの情報発信として、ESPRIT “Emerging Strategic domain Policy Research Platform In international relationship” <http://www.space-cyber.jp/>をPCおよびモバイルサイトを運用し、本事業の成果を適時外部向けに公開した。具体的には、欧州、米国、中国、シンガポール、インドネシアおよびASEANにおける海洋管理計画、安全保障関連政策、シーレーン関連政策に関する話題をキーワードごとに分類しデータベース化し、インターネットを通じて世界に向けて発信した。また、東京大学および三菱総合研究所主催のシンポジウムについても概要等を紹介し、各種活動について情報発信を行った。



ESPRIT ウェブサイト 海洋ガバナンス トップページ

6. 事業総括者による評価

6.1 全体評価

本補助金の目的は、「外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提案能力を高める。このことを通じて日本の総力を結集した全員参加型の外交を促進し、以て日本の国益の更なる増進を図る。」とされている。

さらに、平成24年8月にまとめられた「日本における外交・安全保障関係シンクタンクのあり方について～外交力を強化する「日本型シンクタンク」の構築～」と題する提言においては、下記のような提言がなされている。それぞれについて、本事業における達成状況について記す。

本事業への全体評価

有識者より提言	達成状況、評価
「日本型シンクタンク」として「新たな官民協力モデル」となるシンクタンクの構築	三菱総研と東京大学の産学連携によるシンクタンク機能の協力モデル事業を実施した。平成25～26年度において、宇宙・サイバーセキュリティ分野にて実施し、平成27～28年度は、新たに海洋分野においてシンクタンク活動を実施した。 三菱総研は民間シンクタンクとして、最新トピックに精通し産業界にネットワークを保有している。東京大学は学術機関として、これまでの学術研究の蓄積と国内外学術ネットワークを保有している。両者の相乗効果により、海洋ガバナンス及びセキュリティに係る多角的な視点からの議論を行うことができた。
官民の壁を越えた「外交・安全保障コミュニティ」の形成	海洋分野における国内・海外のステークホルダとのネットワークを形成した。 三菱総研及び東大がそれぞれ保有するネットワークを活かして、各国政府、研究機関、産業界など様々なセクターからステークホルダが議論に参加した。専門家の分野も国際法、政策・行政、BBNJ、漁業、資源開発、安全保障、国際協力など多岐に渡った。
「グローバルな連携推進力」の強化	国際会議の主催と他国際会議への参加を通じて、米国、欧州（英国、スウェーデン）、アジア（豪州、シンガポール、インド、インドネシア、ベトナム、中国）における World-wide な海洋分野の専門家とグローバルなネットワークを形成した。 特にシンガポール会議、ベトナム会議においては、海洋ガバナンス・セキュリティに係る、関係国の法・政策・科学技術分野の研究者や産業界と連携した新たなプラットフォーム構築の可能性を見出すことができた。

6.2 個別評価

以下に、個別の実施事項に関する評価を記す。

(1) 国際会議の主催

昨年度に引き続き、H28 年度にはシンガポール、東京にてそれぞれ国際会議を主催し、国内・海外の専門家との議論を通して研究を深めるとともに、対外的にもその成果を発信した。海洋ガバナンス、海洋安全保障に関わる著名な有識者を国内及び海外の大学、研究機関、政府機関、国際機関等から招聘するなど、多大な関心を招き、各国際会議ともに盛況な開催となった。その結果、登壇者とのコネクションを構築すると共に、国内外のプレゼンス向上に繋げることができた。

国際会議では、南シナ海における仲裁裁判や BBNJ など最新の注目トピックを取り扱った。その結果、これまでの学術研究をベースとしつつ、最新かつ未来志向のディスカッションを行い、関係者及び一般の参加者から大きな関心が寄せられた。

(2) 諸外国シンクタンク及び有識者とのネットワーキング

米国、中国、ベトナム、日本で開催された海洋分野の国際会議へ参加するとともに、上述の通り主催した国際会議へ国内・海外の専門家やステークホルダーを招聘したことにより、諸外国シンクタンク及び有識者とのネットワーキング形成は十二分に実施できているものと判断する。

特に、中国での国際会議に参加し海洋の諸課題に関する中国の認識や最新の検討状況を直接うかがうと共に、南シナ海を含む海洋関連課題の解決に向けた議論・意見交換を行ったこと、ベトナムの国際会議へ出席し世界各国の参加者と南シナ海の環境セキュリティや航行安全について共同で意見形成を行い対外発信できたことは、本事業の 2 年間の大きな成果と考える。これら活動の結果、今後の東南アジア海域における海洋ガバナンス構築にかかる研究者や実務家による国際的プラットフォームを構築し継続議論・共同研究を行う可能性を検討しており、その立ち上げの主体として貢献することも期待されているところである。今後はこの構想実現に向け、引き続き活動を継続していくことが課題である。

(3) 外交・安全保障問題に関する理解増進

シンガポール及び東京で主催した国際会議は、テーマに対する注目度が高く、関係者や専門家に加えて数多くの一般参加者が参加し、質疑も活発であった。そのため、シンガポール及び東京を中心として、海洋分野における外交・安全保障問題への理解増進に貢献した。また、東京の会議は東京大学で開催し、大学を通じた広報を行ったため学生の参加者も多く、普及啓発効果も高かった。

更に、本事業で作成した情報発信ウェブサイトについて、大幅なリニューアルを講じ、見やすさ、アクセス性など情報発信ツールとしての機能を高めた。また、国際会議主催などの活動報告、主要国の関連情報などを掲載し、海洋ガバナンス・セキュリティへの関心と理解を深めることに貢献した。

(4) 基礎的情報収集、調査研究

東京大学城山教授のもと、外部有識者を含めた政策研究プラットフォーム「海洋ガバナンス研究会」を設置し、活動を行った。研究に必要な基礎的情報収集分析については、主要国の海洋管理計画、安全保障関連政策及びシーレーン関連政策、国連等を通じた国際海洋秩序関連、シーレーン・海賊対策関連、海洋安全保障確保における日米協力関連の情報を収集整理した。これら成果を報告書としてとりまとめるとともに、前述の情報発信ウェブサイトにて対外的に幅広く公表した。こうした海洋の各種情報を分野横断的に揃えたデータベースは他に存在せず、2 年間の重要な成果の一つと考える。